

事務連絡
令和3年8月18日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等
に係る留意事項等について」について

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、各都道府県知事及び各府省庁担当課室宛てに「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」との事務連絡が8月17日付で発出されました。

本事務連絡においては、8月20日以降について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県に加え、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月20日から令和3年9月12日までの24日間とすることとし、また、同じく令和3年8月17日に、8月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県を追加する変更を行うとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月20日から令和3年9月12日までの24日間とする旨の公示を行う等のため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されているところです。

貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、本事務連絡の内容について、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

さらに、本事務連絡においては、以下の通りとされているところです。

○特定都道府県（緊急事態措置区域とされている都道府県）においては、関係各府省庁は、航空・旅行事業者に対し、以下の協力の依頼等を行うこと。

- ・特定都道府県発着の渡航者、特に沖縄県に向かう渡航者に対して、ワクチンを2回接種していない場合に出発前検査を受けることを強く要請すること。出発前の時間的余裕が無い場合は、到着後に検査を要請すること。
- ・渡航者が渡航をキャンセル・延期した場合の柔軟な対応や、航空券・旅行商品のキャンセル・延期に係る料金を無料にする措置をとっている場合にはその周知徹底など、不要不急の移動を止めることについて一定の配慮をすること。

○重点措置区域である都道府県においては、関係各府省庁は、航空・旅行事業者に対し、渡航者が渡航をキャンセル・延期した場合の柔軟な対応や、航空券・旅行商品のキャンセル・延期に係る料金を無料にする措置をとっている場合にはその周知徹底など、不要不急の移動を止めることについて一定の配慮をするよう、協力の依頼等を行うこと。

○緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県においては、関係各府省庁は、航空・旅行事業者に対し、渡航者が渡航をキャンセル・延期した場合の柔軟な対応などについて、感染が拡大している地域への不要不急の移動を止める観点から一定の配慮が可能な場合には協力をするよう、検討依頼等を行うこと。

これを踏まえ、以下の事項についても、貴都道府県から貴都道府県登録の旅行業者に協力を求めていますようお願いいたします。

- ・緊急事態措置区域となっている都道府県を発着する便、特に沖縄県内の空港に向かう便を利用する旅行者一人一人に対して、ワクチンを2回接種していない場合には、出発前検査を受けるよう強く要請すること。出発前の時間的余裕が無い場合は、到着後に検査を要請すること。
- ・緊急事態措置区域及び重点措置区域となっている都道府県を発着する便を利用する旅行者がキャンセル・延期した場合の柔軟な対応や、旅行商品のキャンセル・延期に係る料金を無料にする措置をとっている場合にはその周知徹底など、不要不急の移動を止めることについて一定の配慮をすること。
- ・緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県を発着する便を利用する旅行者がキャンセル・延期した場合の柔軟な対応などについて、感染が拡大している地域への不要不急の移動を止める観点から、一定の配慮が可能な場合には協力をするよう、検討を行うこと。

【添付資料】

(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」